

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等
の一部を改正する法律案について

文部科学省高等教育局
法務省大臣官房司法法制部

【総論】

1. 法科大学院の改革を中心とした法曹養成制度の改善の必要性と改正内容の概要について	1
2. 法科大学院教育の充実（連携法第4条、新第11条）と司法試験制度の改正との関係について	5
3. 連携法、学校教育法、司法試験法及び裁判所法の一部改正を束ね法案とすることについて	13

【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（連携法）】

4. 法科大学院における教育により涵養されるべき将来の法曹としての実務に必要な学識として「専門的な法律の分野に関するもの」を明示することについて（第2条第1号）	16
5. 国の責務に関する規定の改正について（第3条）	17
6. 法科大学院における教育課程等の公表の義務付けについて（新第5条）	18
7. 法曹養成連携協定の制度創設について（新第6条、新12条第2項）	21
8. 「法曹養成連携協定」の変更及び文部科学大臣の認定の取消し（新第7・8条）、「法曹養成連携協定」を締結しようとする大学への協力について（新第9条）	26
9. 大学の責務として、法科大学院の入学者選抜における職業経験を有する者等への配慮を規定することについて（新第10条）	27
10. 司法試験法第4条第2項第1号の法務省令の制定又は改廃に当たっての文部科学大臣への通知について（新第13条第3項）	31
11. 法務大臣及び文部科学大臣が「法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聞くことができる」旨の規定を加えることについて（新第13条第5項）	33
12. 法科大学院の収容定員に係る学則の変更を認可事項とするとともに、法科大学院以外の大学院の収容定員に係る学則の変更を届出事項とすることについて（学校教育法施行令第23条、23条の2）	35

【 学校教育法 】

1 3. 大学院への飛び入学の適否の判断要件として、学部の成績以外の要素も考慮することについて（学校教育法第102条関係） 42

【 司法試験法・裁判所法 】

1 4. 法科大学院修了見込受験資格を導入する理由について 45

1 5. 司法試験の法科大学院修了見込受験資格の要件について（第4条第2項第1号） 47

1 6. 司法試験の受験期間について（第4条第2項第2号、第3項） 51

1 7. 「法科大学院の課程の修了」の位置付けについて 54

1 8. 司法試験予備試験の目的・位置付けについて 55

1 9. 選択科目の取扱いについて 56

【 附 則 】

2 0. 施行期日について（附則第1条） 58

2 1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正に伴う経過措置について（附則第2条） 60

2 2. 司法試験法の一部改正に伴う経過措置について（附則第3条） 61

2 3. 経過措置に関する規定の政令への委任について（附則第4条） 63

2 4. 司法試験法及び裁判所法の一部改正に伴う関係法律の規定の整備について（附則第5条～第8条） 64

2 5. 檢察庁法の一部改正について（附則第5条） 65

2 6. 公認会計士法の一部改正について（附則第6条） 66

2 7. 税理士法の一部改正について（附則第7条） 67

2 8. 不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正について（附則第8条） 68

1. 法科大学院の改革を中心とした法曹養成制度の改善の必要性と改正内容の概要について

1. 法科大学院が平成16年4月から学生を受け入れた当初は、司法試験の合格者数は年間3,000人達成を目指すべきであるとされ、法科大学院の課程を修了した者の中相当程度（約7-8割）の者が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うこととされるとともに、多様性の拡大を図るために、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきであるとされ、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成することが期待されていた。

しかしながら、74大学が法科大学院を開設する中で、法科大学院総体としての司法試験合格率が低迷し、また、法曹資格取得までに必要な時間的・経済的負担の大きさもあいまって、既修者コース・未修者コースを問わず、志願者、入学者の減少が止まらないという事態に陥っている。

一方で、法学部等（法学系課程）の学生の成績優秀者のうち少なからぬ者については、諸般の事情により法科大学院を経由しない者の中からも優れた人材を選抜して法曹資格を付与する途を開くために設けられた司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）の合格を目指して、法学部での学修のほか司法試験予備校等を利用して、予備試験に向けた試験勉強をしている状況にある。そして、法科大学院在学者についても、少なからぬ者が予備試験を受験しており、予備試験合格資格による司法試験の受験・合格後に法科大学院を中退するという傾向が年々強まっている（参考1）。

2. これらの状況を改善し、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定等（参考2～4）で方向性が示された質・量ともに豊かな法曹の養成を実現するための改革を推進するため、法科大学院教育について司法試験等との有機的連携や教育内容の更なる体系化を始めとする改善を早急に行うことが必要となっている。さらに、法科大学院における教育を単体として改善するだけでなく、併せて司法試験制度について所要の見直しを行い、法科大学院教育を受けて司法試験を受験する者の更なる負担軽減を図ること、また、明確な法曹志望を有する者に対する学部段階から法科大学院進学を見据えた体系的・一貫的な教育の促進を図ることなど、法科大学院を中心とした法曹養成プロセス全体の改善を図ることが重要である。

3. このため、下記の関係法律の改正を行うものである。

（1）法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）の改正：

① 法科大学院における教育は裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に共通して必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきことを大学の責務として新たに規定するとともに、文部科学大臣が法科大学院に係る設置基準を定めるときは、法科大学院における教育が当該責務等を踏まえたものとなるよう意を用いるべきことを規定

- ② 法科大学院における教育課程、修了認定の基準及び実施状況等の公表の義務化
- ③ 法科大学院と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程との連携に関する制度（法曹養成連携協定）の創設
- ④ 職業経験を有する者等に関する入学者選抜における配慮の義務付け
- ⑤ 法科大学院の収容定員の総数に係る文部科学大臣及び法務大臣の協議手続の導入（別途、学校教育法施行令の改正により、法科大学院の収容定員の変更を認可事項化）

(2) 学校教育法の改正：
法科大学院を念頭に置いた、大学院への飛び入学の適否の判断材料の拡大

(3) 司法試験法の改正：
① 司法試験の受験資格の見直し（司法試験の法科大学院修了見込受験資格の導入）
② 司法試験及び予備試験の試験科目の見直し（司法試験の論文式試験の試験科目のうち、専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目（以下「選択科目」という。）の廃止等）

(4) 裁判所法の改正：
司法修習生の採用要件の見直し（法科大学院修了見込受験資格に基づく司法試験合格者について、法科大学院の課程の修了を司法修習生の採用要件化）

4. 施行期日については、以下のとおりとしている。

- ① 法科大学院改革に関する改正規定のうち、法科大学院の収容定員の総数等に関する法務大臣及び文部科学大臣の協議手続に関する改正規定の施行は公布日、②の司法試験制度に関する改正条項を引用する条項の施行は平成34年10月1日、その他の改正規定の施行は平成32年4月1日から。
- ② 司法試験制度に関する改正規定及び司法修習制度に関する改正規定の施行は平成34年10月1日、予備試験制度に関する改正規定の施行は平成33年12月1日から。

（参考1）司法試験予備試験の法科大学院教育への影響

（1）予備試験合格者に占める学部生・法科大学院生の人数の推移（直近5か年）

- ・平成26年…合格者：356名（うち学部在学中：114名、法科大学院在学中：168名）
- ・平成27年…合格者：394名（うち学部在学中：156名、法科大学院在学中：138名）
- ・平成28年…合格者：405名（うち学部在学中：179名、法科大学院在学中：154名）
- ・平成29年…合格者：444名（うち学部在学中：213名、法科大学院在学中：109名）
- ・平成30年…合格者：433名（うち学部在学中：170名、法科大学院在学中：152名）

※出願時の自己申告に基づく

（2）予備試験合格（①）又は予備試験合格資格による司法試験合格（②）を理由とする法科大学院中退者の数の推移（直近5か年）

- ・平成25年度中…36名（うち①：9名、②：27名）
- ・平成26年度中…70名（うち①：13名、②：57名）
- ・平成27年度中…70名（うち①：21名、②：49名）

- ・平成28年度中…84名（うち①：20名、②：64名）
- ・平成29年度中…96名（うち①：21名、②：75名）

(参考2) 法曹養成制度改革推進会議（※） 平成27年6月「法曹養成制度改革の更なる推進について」（抜粋）

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。
- ※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。
- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

（3）経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間を在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

※法曹養成制度改革推進会議

平成25年9月、閣議決定に基づき設置（議長：官房長官、副議長：法務大臣、文部科学大臣、議員：財務大臣、経産大臣）。平成27年6月に「法曹養成制度改革の更なる推進について」を決定し（いわゆる「推進会議決定」）、同年7月に設置期限が満了。

文部科学省と法務省が中心となり、推進会議決定に基づく各種の施策を進めている。特に、平成30年度までを集中改革期間とした法科大学院改革の実現は、改革の本丸と位置付けられている。

なお、推進会議決定自体は閣議決定ではないが、「推進会議決定に掲げられた各施策の実施に努めることは閣議決定事項である。（「衆議院議員逢坂誠二君提出司法試験出願者数の激減に関する質問に対する答弁書（平成29年4月4日閣議決定））

(参考3) 中教審法科大学院等特別委員会 平成30年3月「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」抜粋

- 法科大学院は法学部との連携の一層の強化を図り、前途有為な多くの生徒、学生等を積極的に法学部ないし法科大学院に呼び込むとともに、各大学が、大学全体の理解と支援を得て、法学部に「法曹コース（仮称）」（以下「法曹コース」という。）を設置することを奨励する。これにより、法学部が自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対しては学部段階からより効果的な教育を行うこととする。
- 法学部の法曹コースにおいて、法科大学院の法律基本科目に相当する科目等について、法科大学院の既修者コースの進学に必要な学識を培うことができる充実した教育を行い、学年毎に厳格に成績を評価することにより、学生の学力を担保し、法科大学院への進学に当たっては、既修者コースへの進学が基本となるようにする。
- 学部段階から法科大学院進学を見据えた体系的な科目編成や教育内容の充実によりコースの魅力を高め、意欲ある学生を集めてその学力を向上させ、従来からの学部4年間と法科大学院2年間の学修によって法曹になる途に加えて、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する者がより早期に法科大学院に進学できる途を整備し、学生の時間的・経済的負担の軽減を図る。

(参考4) 累積合格率の目標について

推進会議決定においては「法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。」とされ、「相当程度」とは「各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上」とされている。

累積合格率の達成は、第一義的には、法科大学院において司法試験に合格できる水準の学識及び能力を培う教育ができるか否かにかかっており、推進会議決定においては、累積合格率の目標達成のための取組として、

- ①公的支援のメリハリ付けや認証評価の厳格化による組織見直し（教育力に課題のある法科大学院の撤退を含む規模の適正化）
- ②法学未修者に対する法律基本科目的指導の充実や、法科大学院が共通して進級判定を行う仕組みである「共通到達度確認試験」の導入など教育の質の向上が示されているところである。

一方で、推進会議決定においては、法曹人口について、当面「1,500人は輩出されるよう必要な取組を進め」とこととされていることを踏まえ、文部科学省としては、累積合格率の目標達成の蓋然性を高めるため、法科大学院の目指すべき定員規模を2,500人と設定し、教育の質の向上のための取組と併せて、当該定員規模の目標を達成するための取組（予算配分のメリハリ付けを通じた定員縮小の誘導）を行ってきたところである。

2. 法科大学院教育の充実（第4条、新第11条）と司法試験制度の改正との関係について

1. 法科大学院教育の現状

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においては、「司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度」の整備が提言され、その後の制度設計においては、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）第2条第1号において、法科大学院が「法曹の養成のための中核的な教育機関」と位置付けられた。

連携法立案時の資料によれば、法科大学院が「法曹の養成のための中核的な教育機関」であるとは、「法科大学院が新たな法曹養成制度過程を担うものであることを意味する」とされ、国会審議においても「法科大学院できちっとした教育を行います、その教育の中身、これのでき上がりの姿をチェックするというような司法試験にする」

（平成14年11月12日衆・法務委員会、司法制度改革推進本部事務局長答弁）とされたところである。他方、そのような法科大学院の役割は、当時の規制改革の流れの影響もあって、各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性と相互の切磋琢磨という自主的な取組によって実現されるべきものとされ、連携法はもちろん、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）においても、法科大学院における教育内容に係る具体的な規定は設けられず、同令第42条に基づく「専門職大学院に關し必要な事項を定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）（以下「専門職大学院告示」という。）第5条第1項各号において、①法律基本科目、②実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目の4つの科目群を規定した上で、同条第2項において、全ての科目群の開設と学生の履修が前項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮することを規定しているのみである（参考1）。

また、制度創設当初には、受験技術優先の予備校教育の否定から、法科大学院において司法試験対策に傾注した教育が行われることが強く敬遠され、特に学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第3項の規定による認証評価（参考2）において厳しく歯止めがかけられていたところ、司法試験の受験指導の実施等を理由として、連携法第5条第2項の規定による適格認定（「教育研究活動の状況が法科大学評価基準に適合している否かの認定」）を受けられなかった法科大学院も存在する。

こうして、各法科大学院における自主的な取組に期待し、司法試験と距離を置く形で開始された法科大学院制度であるが、制度創設直後を除き、修了者の司法試験合格率は単年度では20%台で推移し続けており、累積合格率も、平成30年司法試験をもって受験資格が満了した平成25年度修了者については59.8%（既修者：74.1%、未修者：41.0%）と、法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月）で示された、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率概ね7割以上という目標を達成できていない。

2. 法科大学院の教育内容に係る規定の見直しの必要性

法科大学院の「具体的な教育内容については、各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性を尊重する」(司法制度改革審議会意見書)という制度創設時の理念自体は、大学教育の在るべき姿として、今後も維持されるべきものである。しかしながら、

- ① 法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であるところ、同じ法曹養成プロセスにおいて、その延長線上に法科大学院制度とは別個の国家資格試験制度として司法試験が存在し、法曹となるためにはその合格が必須であること、
- ② 法科大学院は、その修了者及び一定の要件を満たした在学中の者に司法試験の受験資格が付与されるという特別な役割を有する教育機関という位置付けがされているものであること

を踏まえると、法科大学院には、最低限、司法試験の合格に必要な学識及び能力を確実に培うことが当然に求められる一方、1. の現状に鑑みると、その役割を十分に果たすことを各法科大学院の自主的な取組のみに委ねるのでは不十分であり、法曹養成プロセスの各段階の有機的連携を規定する連携法において、法科大学院を設置する大学の責務として司法試験に合格するために必要となる学識及び能力をまずもって涵養すべきことを明確に規定することが必要である(3. (2) 参照)。

さらに、法科大学院の役割は、司法試験の合格に必要な学識及び能力の涵養に止まらず、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養の涵養をも担うものであり(連携法第2条第1号)、それらの学識及び能力並びに素養を総体として修得させ、かつ、司法修習に進むためには法科大学院を必ず修了しなければならないという制度とすることにより、プロセスとしての法曹養成の質が担保されることとなっている。

しかしながら、これまでの法科大学院教育の実績(司法試験合格率)に鑑みれば、上述のとおり、総体として、司法試験の合格に必要な学識及び能力の涵養が不十分であると言わざるを得ず、したがって、司法試験合格の後を念頭に置いた教育(専門的な法律の分野に関する教育や法律実務基礎科目に関する教育等を含む。)についても、十分な学識及び能力並びに素養が身に付くような教育が行われているとは言い難く、これらについても充実した教育が行われることを併せて担保する必要がある(3. (3) 参照)。

3. 大学の責務に係る具体的な規定内容(連携法第4条)

(1) 各号列記部分以外

法科大学院における教育が、基礎的又は共通して履修させるべきものから応用的又は選択により履修させるべきものへと段階的かつ体系的に実施されるべきことを規定する。「共通して履修させるべきもの」としては、現在専門職大学院に関し必要な事項を定める件(平成15年文部科学省告示第53号)(以下「専門職大学院告示」という。)に規定されている法科大学院の教育課程における法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目)を想定し

ており、当該科目の基礎的なものを十分に修得させた上で、当該科目の応用的なものや、専門職大学院告示に規定する展開・先端科目等の選択により履修させるべきものを履修させることを意図している（参考2）。

なお、法科大学院における教育は、以下の各号列記部分に規定する内容に限定されるべきものではなく、上述の基礎法学・隣接科目や法律基本科目に関する発展的な教育等についても、従前より本条において規定しているように「自主的かつ積極的な充実に努める」ことが求められるものである。

（2）第1号

各号列記部分以外の規定をより具体化し、法科大学院において第一義的に涵養される学識及び能力として、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に共通して必要とされる学識等（専門的な法律知識その他の学識並びに法的な推論、分析、構成及び論述の能力）を規定する。

「共通して必要とされる学識等」とは、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者、すなわち司法試験を受験する者が、選択的にではなく共通的に修得しておくべき学識等をいう。すなわち、「専門的な法律知識その他の学識並びに法的な推論、分析、構成及び論述の能力」は、いずれも司法試験において、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力」として判定されるものであり（司法試験法第1条第1項、第3条第1項、第2項）、かかる学識等の涵養に当たっては、上述の法律基本科目に関する学修を中心としつつも、それのみならず、その背景ないし前提として必要となる基礎法学に関する教育や、科目横断的学修と密接に関連する法律実務基礎科目的導入部分に関する教育等はもちろんのこと、法的な思考過程等を的確かつ説得的に論じるための技術的な教育等も必要となるものと考えられる。

このように、本号は、法科大学院においては、第一に、司法試験に合格するレベルの学識等を涵養すべきことを求めるものである。

（3）第2号

第1号に掲げる学識等を十分に修得させた上で、その基盤の上に涵養すべき学識等及び能力並びに素養について規定するものである。

イの専門的な法律の分野に関する学識等は、「多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識・・・を備えた多数の法曹が求められていること」（連携法第2条）に鑑み、将来の法曹としての実務に必要な学識等として法科大学院教育において必ず涵養すべきものである（なお、専門的な法律分野に関する科目については、専門職大学院設置基準の改正により、その開設及び履修を義務付けることを予定している。）。なお、専門的な法律の分野に関しても、大学の責務として、法曹養成の基本理念にのっとり「将来の法曹としての実務に必要な」（連携法第2条第1号）レベルを涵養することが求められるところ、これは、現行の司法試験論文式試験で問われている選択科目についての学識等（＝司法試験合格に十分

なレベルの学識等)を包含するものである。

口の法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力は、連携法第2条第1号で規定されている「弁論の能力」を具体化したものである。弁論の能力については、法科大学院制度の創設に当たり、法科大学院における少人数による密度の高い授業において涵養され、厳格な成績評価及び修了認定によりその修得が担保されることを前提として、司法試験における確認(口述試験)が廃止された経緯があり、引き続き法科大学院における確実な涵養が求められるものである。

ハの法律に関する実務の基礎的素養に関しては、法科大学院では、実務上生起する問題の合理的な解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとされ、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきであるとされているところであり、法科大学院の実際の教育課程では専門職大学院告示に規定する「法律実務基礎科目」によって担われている。当該素養が法曹養成プロセスの中核たる法科大学院における教育によって確実に涵養されるべきことは、法曹養成の基本理念においても明記されているところであるが(連携法第2条第1号)、法科大学院教育の段階性・体系性を規定する本条においても、法科大学院の責務として第1号の学識等の基盤の上に涵養すべきものとして、改めて規定するものである。

(なお、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする司法試験予備試験においては、論文式試験及び口述試験において法律実務基礎科目を課し、法律に関する実務の基礎的素養を問うているところである。)

4. 法科大学院に係る設置基準の制定に当たり、法科大学院における教育が法曹養成の基礎理念及び第4条に規定する大学の責務を踏まえたものとなるよう意を用いるべきことの規定について(連携法新第11条)

(1) 規定の概要

前記3.の改正と併せて本規定を新設することにより、文部科学大臣が法科大学院に係る設置基準を制定するに当たっては、法科大学院教育について、新たな法曹養成の基礎理念及び大学の責務を踏まえて着実に改善させるものとすることを担保することとする。

なお、法科大学院に係る設置基準の制定・改廃に当たっては、現行第6条(新第13条)第3項第1号の規定に基づき、文部科学大臣は法務大臣にその旨を通知し、法務大臣は、必要な意見を述べることができることとされており、法曹の質の確保等の観点から、設置基準がそれを十分に踏まえたものとなるよう担保することが可能である。

(2) 法科大学院に係る設置基準(専門職大学院設置基準)における規定内容について

前記3.及び4.(1)の連携法の改正を踏まえ、法科大学院教育の一層の体系化を図るため、専門職大学院設置基準について、以下の改正を行うことを予定している、

- ・現在、専門職大学院告示に規定されている各科目群、すなわち①法律基本科目、②実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目の各科目群を規定するとともに、各科目群について、修了要件として修得すべき単位数を規定
- ・①法律基本科目については、基礎・応用・発展の各段階の分類をし、当該順序で履修させることとした上で、基礎・応用部分を必修とし、必履修単位数を規定
- ・④展開・先端科目については、社会におけるニーズ等を踏まえて、一定の科目を必修化し、①の履修を踏まえつつ段階的に履修できるよう配慮するものとする

なお、法科大学院における教育の内容について、専門職大学院設置基準において上記のように詳細な規定を設けることについては、

- ア) 司法試験との有機的な連携の下で法科大学院において適切な法曹養成のための教育を行うために必要性の高い規定である一方、規定内容は、一定の教育内容を強制するものではなく、あくまで必修単位数の規定や基礎・応用・発展の段階設定など、目的を達成する上での最低限の内容となっていること、
- イ) 専門職大学院設置基準を含む学校教育法第3条に基づく設置基準においては、平成3年に大綱化されるまで、科目ごとの必履修単位数等について詳細な規定が置かれていた経緯があり、加えて、現在も専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）においては同様の規定が存在することを踏まえると、今回の内容程度の規定は許容されるものと考えられること（参考2・3）、
- ウ) 上述の法科大学院の教育内容に関する改正の方向性は、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において法科大学院関係者の合意を得ており、更に、実際の専門職大学院設置基準の改正に当たっても、学校教育法第94条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第42条及び中央教育審議会令（平成12年政令第280号）第5条1項の規定に基づき、大学関係者により構成される、中央教育審議会大学分科会への諮問を経て決定されること（参考4）

から、許容される範囲内のものと考えられる。

5. 3.・4. を踏まえた司法試験制度の改正について

（1）法科大学院修了見込受験資格の導入

法科大学院においては、「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。…）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養する」ことを目的として教育を実施することとされている（連携法第2条第1項）。

また、司法試験は、「法科大学院における教育との有機的な連携の下に」、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする」試験であり、短答式試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力」を、論文式試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力」をそれぞれ判定することを目的として、いすれも法科大学院の教育課程の一部と対応した科目について行われるものとなっている（連携法第2条第2号、司法試験法第1条・第3条）。

このように、法科大学院における教育と司法試験とは、法曹養成プロセスの中ににおいて同じ目的を共有し、いわば役割を分担している関係にある。

3.・4. で述べたように、法科大学院の教育課程の一層の体系化や司法試験の受験に必要な学修の教育課程全体における位置付けの明確化を行い、それにより法科大学院教育のより一層の充実が図られることを前提として、司法試験の法科大学院修了見込受験資格を導入するものである。

更に、この制度改革により、法科大学院在学中に司法試験に合格した者が、その後、法科大学院において、司法試験に関連する科目の学修のみならず、自己の意欲により専門的な法律の分野の学修（展開・先端科目）や臨床的経験（法律実務基礎科目）を積むことが可能となり、全体としての法曹養成教育の質の向上も期待される。

なお、15.（47ページ）において詳述するとおり、法科大学院修了見込受験資格の要件として、①法科大学院課程の在学、②法務省令で定める科目の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあることについての当該法科大学院を設置する大学の学長の認定を規定することとし、うち、②の法務省令で定める科目の単位としては、専門職大学院設置基準に規定する、法律基本科目の基礎及び応用に相当するものとすることを検討している。

また、連携法新第13条第3項において、法科大学院修了見込受験資格に係る法務省令の制定・改廃に当たり法務大臣が文部科学大臣に通知する規定を新設し、文部科学大臣が、法科大学院修了見込受験資格が法科大学院の教育課程等の実情を踏まえたものとなっているか否かという観点から必要な意見を述べることができることとすることで、法科大学院教育と司法試験との有機的連携の下での法科大学院修了見込受験制度の運用を図ることとしている。

（2）司法試験論文式試験からの選択科目の廃止

法科大学院教育と司法試験及び司法修習との有機的な連携の一層の促進を図る一環として、法科大学院教育と司法試験の法曹養成課程における役割分担を見直し、基本的な法律分野に関する能力の修得については、引き続き司法試験で判定することとしつつ、他方で専門的な法律の分野に関する能力の修得については、司法試験では判定しないこととし、法科大学院教育によって担うこととする。

そこで、連携法第2条第1号を改正し、法科大学院で涵養するべき将来の法曹としての実務に必要な学識の内容に専門的な法律の分野に関するものが含まれる旨を明記する（4.（16ページ）において詳述。なお、法科大学院修了見込受験資格の導入に伴い、主として司法試験受験生の負担軽減を図る観点から、司法試験法を改正し、司法試験論文式試験の試験科目から選択科目を廃止するとともに、専門職大学院設置基準の改正により、法科大学院課程において、専門的な法律の分野に関する科目の設置・履修を義務付け、その学修を担保することを予定している。）。

(参考1) 専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年文部科学省告示第53号)(抄)
(法科大学院の教育課程)

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- 二 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- 三 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- 四 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

(参考2) 大学設置基準の大綱化

- 各大学において、自らの教育理念・目的に基づき、かつ、学術や社会の要請に適切に対応しつつ、特色あるカリキュラムを編成・実施することが、全体としての大学教育を充実させ、社会が求める優れた人材の養成に資するとの観点から、平成3年6月、大学設置基準(昭和31年法律第28号)等の開設授業科目や卒業要件等に係る規定について大綱化する省令改正を実施(同時に、大学の自己点検・評価を努力義務化)。
- 大綱化以前の大学設置基準と現行の大学設置基準における卒業要件に係る規定は以下のとおり。

【大綱化以前】

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、百二十四単位を修得することとする。

- 一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり三十六単位
- 二 外国語科目については、一の外国語科目八単位
- 三 保健体育科目については、講義及び実技四単位
- 四 専門教育科目については、七十六単位

2 前項の規定にかかわらず、大学は、学部、学科又は課程の種類により教育上必要があるときは、一般教育科目について同項第一号の規定により修得すべき単位のうち十二単位までを、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育科目についての単位で代えることができる。

3 二以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする大学の場合に当たっては、一の外国語の単位は、第一項第二号の外国語科目についての単位とし、他の外国語の科目の単位(前項の規定によるものを除く。)は、第一項第四号の専門教育科目についての単位とみなす。

【現行: 平成30年6月29日施行時点】

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2~4 (略)

5 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

※第二十五条第二項の授業の方法:

多能なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させること

(参考3) 専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)(抄)※平成31年4月1日施行
(専門職大学の授業科目)

第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)
- 二 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）
(卒業の要件)

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 専門職大学に四年以上在学すること。
- 二 百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。）を修得すること。
- 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。
- 四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。

2 (略)

(参考4) 設置基準を定める場合における中央教育審議会への諮問手続について

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

○学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

（法第九十四条の審議会等で政令で定めるもの）

第四十二条 法第九十四条（法第百二十三条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

○中央教育審議会令（平成12年政令第280号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
大学分科会	二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること

3. 連携法、学校教育法、司法試験法及び裁判所法の一部改正を東ね法案とすることについて

1. 今回の法改正の目的

今回の法改正は、法曹養成プロセスの中核である法科大学院教育を抜本的に改革することにより、そのより一層の充実化を図り、法科大学院出身者の多数が司法試験に合格することができるようなプロセスを実現するとともに、当該改革を前提とする司法試験制度等に関する改革を併せて実行することにより、質・量ともに充実した法曹養成制度の実現を図ろうとするものである。

今回の連携法の改正は、以下のとおり、いずれも法科大学院教育の抜本的改革を図ることを目的としている。具体的には、

- ① 法科大学院教育について、大学の自主性・創意工夫にのみに任せることを改め、司法試験で問われる法曹としての資質・能力を身に付けさせることを法科大学院を設置する大学の責務として明確に規定した上で、当該資質・能力を確実に身に付けさせるために法科大学院において段階的・体系的な教育を行うことを規定（新第4条）
- ② ①を実質化するための具体的な教育課程や教育方法については、当該規定を踏まえ専門職大学院設置基準において規定することを予定しているが、当該設置基準を定める際に、法科大学院教育が法曹養成の基本理念及び新第4条の内容を踏まえたものとなるよう、文部科学大臣が意を用いることとする規定の新設（新第11条）
- ③ ①で求められる教育課程や、それを実質的に担保するための成績評価・修了認定の基準及び実施状況、さらには司法試験の合格率を含めた修了者の進路に関する情報などの公表義務規定の新設（新第5条）
- ④ 法科大学院と法学部の課程が協定（法曹養成連携協定）を結び、学部段階から法科大学院教育と密接に連携した教育が実施されることとした上で、当該課程を経た者が法曹養成連携協定に基づく特別選抜等により法科大学院へ進学できるようになることで、学部・法科大学院を通じたより充実した教育を実現すること（法曹養成連携協定制度の創設）（新第6条等）

などを主な改正事項としており、これらは、いずれも司法試験の合格率が十分に向上していない現状に鑑み、法科大学院教育の充実を図ることを目的としている。

2. 連携法の改正に伴う他法令の改正

上述のとおり、連携法の改正内容は、全て法科大学院の教育の充実を企図するものである。そして、司法試験法、裁判所法及び学校教育法の改正は、いずれも当該法科大学院改革の一環として派生的に行われるものである。

（1）司法試験法及び裁判所法

司法試験法の改正による法科大学院修了見込受験資格の導入は、上記のような法科大学院改革により、法科大学院在学中であっても司法試験の受験を認めるにふさ

わしい一定のレベルに達する者が養成されることを前提として、そのような者に対して、司法試験の法科大学院在学中受験を可能とするものである。

また、裁判所法の改正による、法科大学院修了見込受験資格に基づき司法試験に合格した者について法科大学院課程の修了を司法修習生の採用要件とすることは、法科大学院修了見込受験資格の導入によっても法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を維持するために、司法試験法の改正に付随して行う改正である。

(2) 学校教育法

学校教育法の改正は、飛び入学の判断材料を拡大し既修者認定試験等を活用できるようにするものであり、法曹養成連携協定に基づく連携法曹基礎課程を置いていない大学の法学部出身者であっても、既修者認定試験の結果等を踏まえて優秀な人材を早期に法科大学院へ入学させるルートを確保することで、法科大学院の教育が充実することを目的とするものである。

以上のように、他の3つの法律改正は、いずれも連携法改正による法科大学院教育改革を踏まえたもの又はそれを付随的に支えるために行われるものであり、今回の改正は連携法の改正を中核とするものとなっている。

3. 連携法を中心とした各法の引用関係

また、改正する4法律の改正内容は、その改正条項も、相互に密接に関連している。具体的な規定としては、連携法において、以下のような規定が新たに設けられており、連携法において他の改正事項を引用するという関係を有している。

- ① 司法試験法の改正により新たに認められる司法試験の法科大学院修了見込受験資格の要件となる学長の認定（法科大学院において所定の科目の単位を修得し、1年以内にその修了が見込まれることについての認定）の基準及び実施状況に関し、連携法でそれらの公表を義務付ける（新第5条第4号）
- ② 同受験資格に関する法務省令を制定し又はこれを改廃しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に通知するものとした上で、文部科学大臣が、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができるとしている（新第13条第3項）
- ③ 学校教育法改正により、飛び入学について学部の成績以外の事項もその判断材料として用いることを可能とする改正を行うとともに、連携法において飛び入学により法科大学院へ入学しようとする者への配慮に関する規定を設ける（新第10条第3号）

4. 用例

裁判所法等の一部を改正する法律（平成16年法律第120号）は、「知的財産に関する事件についての審理の一層の充実及び迅速化を図る」という共通の目的のために、法務省所管の裁判所法及び民事訴訟法と特許庁所管の特許法、実用新案法、意匠法及び商標法、経済産業省所管の不正競争防止法並びに文化庁所管の著作権法が束ねられ、

束ね法案として国会に提出され、法務委員会での審議を経て成立したものである。

裁判所法及び民事訴訟法において、知的財産に関する事件における裁判所調査官の権限の拡大及び明確化等を図る内容の改正が、また、特許法等において、①営業秘密保護のための秘密保持命令の導入や②営業秘密が問題となる訴訟の公開停止、③いわゆるインカメラ審理における書類の開示、④特許権者等の権利行使の制限、⑤裁判所と特許庁の進行調整などの改正が、それぞれ行われているところ、同法案は、改正の中核となる裁判所法を中心に束ね法案とした上で、法務委員会において審議されており、文部科学省所管法令と法務省所管法令を束ねた上で法務省所管法令についても文部科学委員会（文教科学委員会）で審議されることを想定している本法案の先例と考えられるものである。

以上のことから、文部科学省と法務省の共管である連携法について、その改正内容に応じていずれかの省庁に対応する委員会に付託されることはもとより、文部科学委員会（文教科学委員会）で審議されるべき「法科大学院改革」という趣旨の連携法の改正に付随して法務省所管の司法試験法等を改正するに当たり、司法試験法等について、その改正趣旨に鑑みて一法案として連携法の改正と束ねた上で、束ね法案として法務委員会以外の委員会で審議していただくことも、実際の審議過程において連合審査が行われることが想定されることにも照らせば、可能であると考えられる。

（参考）制定時との違い

- (1) 法科大学院設立時においては、学校教育法の改正の中心は、主として法科大学院を念頭に置いた専門職大学院制度の創設であり、衆・文部科学委員会、参・文教科学委員会において審議された。なお、連携法は、制定時には法務委員会において審議されたが、これは、それまでの点による司法試験を法科大学院・司法試験・司法修習というプロセスによる養成に転換するという点において、司法試験・司法修習の在り方を変えるものであり、内閣に設置された司法制度改革推進本部が専ら立案等を行ったことによるものである。
- (2) 今般の改正においては、法科大学院に関する内容以外に改正事項はなく、法科大学院改革に係る一連の法改正として、関係法令を改正するものである。したがって、法科大学院改革を法律上位置付ける連携法改正を中心に束ねた上で、本法案についても、法科大学院制度について審議する場としてふさわしい衆・文部科学委員会及び参・文教科学委員会において一法案として付託されることが適当と考える。

4. 法科大学院における教育により涵養されるべき将来の法曹としての実務に必要な学識として「専門的な法律の分野に関するもの」を明示することについて（第2条第1号）

1. 今般の改正の趣旨である、法科大学院教育と司法試験及び司法修習との有機的な連携の一層の促進を図る一環として、法科大学院教育と司法試験の法曹養成課程における役割分担を見直し、基本的な法律分野に関する能力の修得については、引き続き司法試験で判定することとしつつ、他方で専門的な法律の分野に関する能力の修得については、法科大学院教育によって担うこととする。

そこで、連携法第2条第1号を改正し、法科大学院で涵養するべき将来の法曹としての実務に必要な学識の内容（※）に専門的な法律の分野に関するものが含まれる旨を法曹養成の基本理念として明記し、その着実な涵養を図ることとするものである（なお、法科大学院修了見込受験資格の導入に伴い、主として司法試験受験生の負担軽減を図る観点から、司法試験法を改正し、司法試験論文式試験の試験科目から選択科目を廃止するとともに、専門職大学院設置基準の改正により、法科大学院課程において、専門的な法律の分野に関する科目の設置・履修を義務付け、その学修を担保することを予定している。）。

2. こうした改正は、法曹の実務において、司法試験の在り方について、「法科大学院における教育との有機的連携の下に」実施することを基本として行うべきこととされたこと（連携法第2条第2号）を受けて、連携法制定と同時に実施された司法試験法の改正により旧司法試験で実施されていた口述試験を廃止すると同時に、連携法第2条第1号の括弧書きで「弁論の能力を含む。」として法科大学院において弁論の能力を涵養するための教育が実施されるべき旨が規定された経緯とも整合するものである。

なお、立案担当者の解説によれば、「法科大学院においては、少人数による双方向的・多方向的で密度の濃い授業によって、口頭表現能力等を涵養するための教育が行われ、その上で厳格な成績評価及び修了の認定によりその修得が担保されることながら、口頭表現能力等の修得の確認は法科大学院にゆだねることとし、新司法試験では口述試験は実施しないこととされた」とされている（古口章『司法制度改革概説 5 総合法律支援法／法曹養成関連法』（商事法務・2005）234頁）

（※）法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であることから、「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力」や「法律に関する実務の基礎的素養」を涵養するための教育を実施することとしている。司法試験法第1条においては、司法試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」であるとされており、短答式試験においては、憲法、民法及び刑法の3科目が、論文式試験においては、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び選択科目の4科目が試験科目とされている（司法試験法第3条第1項、第2項）。

5. 国の責務に関する規定の改正について（第3条）

1. 法科大学院は、法曹養成制度における中核的な教育機関と位置付けられ、その修了者に司法試験の受験資格が認められることとなっており、法科大学院における教育の充実が法曹養成において重要な意義を有することから、第3条において、国の責務として法科大学院における教育の充実を図るべきことが規定されている。
2. 今回、法科大学院と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）との連携に関する制度（法曹養成連携協定）（7.（21ページ）において後述）の創設により、法科大学院と体系的・一貫的な教育を行う連携法曹基礎課程が、法曹養成プロセスにおいて新たに重要な役割を担うこととなったところ、その教育の充実が法科大学院教育の充実にも資するものであり、連携法曹基礎課程における教育についても法科大学院における教育と併せて充実を図る必要性が高いことから、同条において、国がその教育の充実を図るべき対象に、法科大学院だけでなく連携法曹基礎課程も含む旨を規定するものである。
3. 本条の改正は、「法科大学院における教育の充実」の文言に「連携法曹基礎課程における教育の充実」を含むこととするものであり、「以下同じ」と規定することにより、第4条・新第5条・新第13条第1項における「法科大学院における教育の充実」についても、同様の改正の効果が生じるが、それぞれの趣旨は以下のとおりである。
 - ・第4条：大学の責務を規定する本条は、これまで、法科大学院を設置する大学を念頭に、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるべきことを定めているが、法曹養成プロセスの中核である法科大学院と連携し、そこでの教育を支えるものとなる連携法曹基礎課程における教育も、質・量ともに豊かな法曹養成のため重要な役割を担うことを踏まえ、同課程を置く大学を念頭に、同課程における教育の充実に努めるべきことを規定するものである。
 - ・新第5条：法科大学院を設置する大学に対し、その教育課程等の公表を義務付ける本条は、第一義的には、法曹を目指す者に法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供し、適切な進路選択に繋げることを目的としているが（6.（18ページ）において後述）、同時に、当該法科大学院を設置する大学と法曹養成連携協定を締結しようとする大学にとっても、法科大学院の教育課程等に関する情報は教育課程の編成等に当たって有用な情報であることから、情報の公表の目的の中に、連携法曹基礎課程における教育の充実を含めるものである。
 - ・新第13条第1項：第3条の改正により、国は、連携法曹基礎課程における教育の充実を図る責務を有することとなるところ、その趣旨は、司法制度を所管する法務大臣と学校教育制度を所管する文部科学大臣の相互協力の場面においても貫徹されるべきものであるため、相互協力の義務を規定する本項において、その目的の中に、連携法曹基礎課程における教育の充実を含めるものである。

6. 法科大学院における教育課程等の公表の義務付けについて（連携法新第5条）

1. 趣旨

新第5条は、第4条に規定される法科大学院の自主的で多様な教育の充実を原則としつつ、当該教育の内容やその実施状況等の公表を義務付けることにより、各法科大学院の教育の充実を図るとともに、法曹を目指す者に対して法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供し、適切な進路選択に繋げることを企図するものである。また、これらの情報は、法曹養成連携協定（7.（21ページ）参照）を締結し、又は締結しようとする大学（学部側）にとっても、協定を締結する法科大学院を決定したり、協定に基づく連携法曹基礎課程の教育課程を編成したりする上で有用な情報であり、当該連携法曹基礎課程における教育に資するものもある。

2. 第1号関係

第1号は、教育内容に係る最も基本的な情報である教育課程並びにその履修の前提や結果である学識及び能力を公表させるものである。入学や進級に一定の条件を課している法科大学院においては、各年次の教育課程の履修をするに当たり求められる学識及び能力を明らかにすることで、次のようなメリットが生じる。

第1に、既修者コースへの入学を希望する学生にとっては、その入学後の学修（法科大学院2年次の学修）に当たって求められる学識や能力が明らかになることで法科大学院への入学時までに修得しておくべき能力について具体的なイメージを持つことが可能となる。

第2に、法曹養成連携協定を締結して連携法曹基礎課程を置き、又は置こうとする大学にとっては、連携法曹基礎課程を経た学生にどの程度の学識や能力を身に付けさせなければならないかが明らかになることで、協定締結に向けた準備及び当該課程における教育の実施の一助となる。

第3に、法科大学院の各年次に属する学生にとっては、各年次が終了する段階でどの程度の学識や能力を身に付けておく必要があるかが明らかにされていることにより、見通しを持った学びが可能となる。

3. 第2号及び第3号関係

第2号は、成績評価の基準及びその実際の運用状況を、第3号は、修了認定の基準及びその実際の運用の状況を、それぞれ公表させるものである。法科大学院における教育の充実を図るために、単に編成された教育課程のとおりカリキュラムが実施されるだけでなく、それによって第1号で公表されている学識及び能力が身に付いたかを厳格に確認し、単位修得の認定をすることが必要であり、そのために、どのような基準で成績や修了を認定することとしているかを公表させるのみならず、実際の評価の状況（例：優・良・可・不可それぞれの評定の割合等）や修了認定の状況（例：標準修業年限で修了している者の割合等）を併せて公表することを求め、法科大学院に

おける厳格な成績評価及び修了の認定（連携法第2条第1号）を確実に確保しようとするものである。

また、2. と同様、法曹を目指す者に対し、進路選択に資する有用な情報を提供することにもなるものである。

4. 第4号関係

第4号は、今般の改正により新たな司法試験受験資格として導入される法科大学院修了見込受験資格の要件である「法科大学院を設置する大学の学長の認定」の基準及びその実際の運用状況を公表させるものである。

今般、司法試験法の改正において、第4条に新第2項を新設し、法科大学院在学中の司法試験受験を可能とすることとしているが、その受験資格は、法科大学院課程に在学する者であって、①法科大学院において法務省令で定める科目の単位を修得していること及び②1年以内に法科大学院を修了する見込みがあることについて法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に付与される。

そのため、志望する法科大学院において法科大学院修了見込受験資格を取得するために必要となる認定の基準はどのようなものなのか（各法科大学院の創意に基づき実際に開設されている科目のうち法科大学院修了見込受験資格を取得するために修得することが必要な科目として法務省令で定められるものに対応するものが具体的にどの科目なのかという対応関係、どの程度の内容・レベルの学修が必要となるのか、修了見込みの有無を判断する具体的な基準は何か等）、また、実際にどの程度の学生が法科大学院修了見込受験資格を取得できているのかといった情報は、法科大学院への進学を希望する法曹志望者にとって極めて有用かつ重要な情報である。

5. 第5号関係

第5号は、当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況を公表させるものである。

法科大学院が法曹養成プロセスの中核を成す専門職大学院という位置付けにあるものであるということに鑑みれば、司法試験の単年度合格率や合格者数（既修者・未修者それぞれ）並びにそれらの推移及び累積のデータの公表が法科大学院への入学を希望する法曹志望者にとって極めて重要である。また、法曹であるか否かを問わず法科大学院修了者の活躍の場の拡がりが期待されていることからすれば、法科大学院修了者の進路状況（法曹としてどのような職業・職場で活躍しているか、法曹でないとしても、法科大学院で学んだ知識をいかしてどのような職業・職場で活躍しているか等）を調査・把握し、広く社会に発信していくことも受験生や就職先の企業等にとって有用と考えられる。

6. 第6号関係

第6号は、上記のほか文部科学省令で定める事項について公表させるものである。

法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するという観点から公表させることが相当な事項は、上記2ないし6の事項に尽きるものではない。

具体的には、①学費の額及びその減免の仕組み、②奨学金制度の概要などのほか、③法学部以外の学部出身者や社会人の入学者の割合及びその司法試験合格率、④連携法曹基礎課程からの入学者の属性・割合及びその司法試験合格率、⑤法科大学院修了見込受験資格に基づく司法試験の受験者の数及び合格率、⑥最終年次在学者全体に占める法科大学院修了見込受験資格取得者や司法試験受験者、司法試験合格者の割合などを公表させることを想定している。

また、今般の連携法第2条第1号の改正により、法曹養成の基本理念として法科大学院における専門的な法律の分野に関する教育を充実させる必要があることを明確にするとともに、文部科学省令（専門職大学院設置基準）の改正により法科大学院における専門的な法律の分野に関する科目の開設・履修を義務付けることを予定しているところ（なお、同省令で定めるものとしては、現行の司法試験の選択科目と同様に、「倒産法」、「知的財産法」といった法律の分野に関する科目を想定している（司法試験法施行規則第1条参照））、主として、各種専門的な法律分野に関する学識・能力を身に付けたいと考えている法曹志望者への進路選択に資する情報の提供という観点から、同省令で定められた専門的な分野に関する科目と法科大学院で開設される科目との対応関係についても、文部科学省令で定める事項として公表を義務付ける予定である。

7. 法曹養成連携協定の制度創設について（連携法新第6条、新12条第2項）

1. 法科大学院と法学部の連携に係る現状と制度改正の必要性

法科大学院修了者の司法試験合格率が低迷し、法科大学院志願者、入学者の減少が止まらず、他方、一定の人が法科大学院ルートではなく予備試験経由での法曹資格の取得を目指している。こうした状況を改善するためには、法科大学院入学者の大多数が法学部等の出身者であることを踏まえれば、学部段階から法科大学院進学を見据えて必要かつ十分な教育を受けた上で法科大学院に入学することを制度的に可能とすることにより法科大学院教育の水準を向上させることが必要である。

本改正は、法曹志望が明確で優れた資質・能力を有する学生に対し学部段階から法科大学院進学を見据えた教育を行うことを促進するため、法科大学院を設置する大学と当該教育を行う課程を置こうとする大学との間の協定（法曹養成連携協定）の制度を創設し、法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（連携法科大学院）及び大学の課程（連携法曹基礎課程）の連携関係を法定するとともに、法曹養成連携協定に関して、文部科学大臣の認定を受けることや、その実施状況についても認証評価の対象に含めることを併せて規定することで、法学部等との連携促進による法科大学院教育の充実を図るものである。

2. 法曹養成連携協定の制度的枠組み

法科大学院と法学部等との連携による当該法科大学院への進学を見据えた教育は、私的主体間の意思に基づく取り決めによって行われるものであるため、協定の締結という仕組みとし、その内容が適当であることを文部科学大臣が認定することとする（後記4. (1)で詳述）。

3. 法曹養成連携協定において定めるべき事項（新第6条第2項）

連携法曹基礎課程は法科大学院教育を支えるものとして法曹養成プロセスにおいて重要な役割を担うものであるため、その教育課程は、連携法科大学院を設置する大学との十分な協議を経た上で編成されるべきものである。また、その内容としては、連携法科大学院の入学者（具体的には、既修者コースの入学者）に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な科目が全て開設されていることが最低限必要であり、かつ、連携法科大学院における教育との円滑な接続が図られている必要があることから、そのような教育課程の編成等に関する事項を、法曹養成連携協定に定めることとする（第2号）。

また、連携法曹基礎課程の修了者は学部成績を踏まえた特別な選抜（後記4. (2)で詳述）の対象となることから、成績評価の基準は連携法科大学院の入学者選抜に重要な影響を与えるものであるため、連携法科大学院を置く大学との十分な協議を経て設定すべきものとして、法曹養成連携協定に定めることとする（第3号）。

更に、連携法曹基礎課程の教育の充実を図るために、教育の実施に当たっての法

科大学院側の協力が不可欠であり、また、そのことが法科大学院における教育の充実にも資することから、法曹養成連携協定に当該協力に関する事項を定めることとするほか（第4号）、連携法曹基礎課程を修了して連携法曹基礎課程に入学しようとする者に対する入学者選抜の方法（第5号）その他所要の事項を、法曹養成連携協定で定めるべき事項として規定する。

4. 文部科学大臣による法曹養成連携協定の認定

（1）認定の必要性

法曹養成連携協定の効力は連携法曹基礎課程と連携法科大学院の間の相対的なものであり、その内容も、当事者間の事情（特に、連携法科大学院が連携法曹基礎課程に求める教育内容）に応じて多岐にわたることが想定される。

他方で、

- ① 連携法曹基礎課程は法曹養成プロセスの中核たる法科大学院における教育を支えるものであり、その修了生の多くが法科大学院に進学することが見込まれることなどから、法曹養成連携協定の内容は法曹養成制度に大きな影響を及ぼすこと
- ② 法曹を志望する多くの学生が、法律に基づく法曹養成連携協定を信頼し、連携法科大学院への円滑な接続を期待して連携法曹基礎課程に進学することが想定されるところ、優れた資質及び能力を有する学生を法科大学院ルートに呼び戻すという政策目標の達成のためには、法曹養成連携協定の内容が信頼に足るものであることを担保する必要があること

から、法曹養成連携協定の内容が適当であることについて、文部科学大臣が認定することとする。

（2）認定の基準（新第6条第3項）

認定の基準は、以下の3項目である。

- ① 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下「教育研究活動の状況」という。）について、学校教育法第109条第6項に規定する適合認定（後記5.（23ページ）参照）を受けていること（第1号）
- ② 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者（早期卒業により連携法科大学院に入学しようとする者を含む。）を対象とする入学者選抜を行うに当たり、文部科学省令で定めるところにより、当該課程における科目の単位の修得の状況（成績）を踏まえた選抜を行うこととされていること（第2号）
- ③ 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること（第3号）
- ④ ②・③のほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること（第4号）

①は、法曹養成連携協定は有為な学部生が連携法科大学院を経て連携法科大学院

に円滑に進学することを推奨するものであることを踏まえると、文部科学大臣が認定し公的な位置付けを付与する法曹養成連携協定に係る連携法科大学院は、学生の進学先として問題のないものであることが求められることから、連携法科大学院が認証評価において適合認定（後記5.（本ページ）参照）を受けていることを認定基準として規定するものである。

②は、法科大学院の既修者コースへの入学の可否を判断する際には、いわゆる既修者認定試験（通例、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の7科目であり、入学者選抜試験を兼ねる）が行われているところ、連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者は、連携法科大学院との協議を経て設定された教育課程や成績評価基準により教育を受けており、既修者コースに入学するに値する十分な優秀性と適性を有している蓋然性が高いため、当該課程における単位の修得状況（成績）を踏まえた入学者選抜（特別選抜）を実施することを求めるものである（単に学部成績を重視する入学者選抜を行うにとどまらず、例えば、既修者認定試験について連携法曹基礎課程の成績をもって代替することも考えられるが、具体的な実施方法については各協定に委ねることとしている。）。

なお、当然のことながら、連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学しようとする者に対する入学者選抜の方法が特別選抜のみに限られるわけではなく、特別選抜の実施の在り方については文部科学省令で定められることとなる。

③は、法曹養成連携協定に違反した場合に法科大学院側や学部側が行う措置を始めとして法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであることを求めるものである。協定が法科大学院と学部という私的主体同士の間で締結されるものであるとはいえ、連携法曹基礎課程に所属する学生においては、連携法科大学院への進学のための入学者選抜において特別な配慮がなされることの期待を有しているところ、両者の関係の変化により当該配慮が行われなくなるようなことがあれば当該学生の予見可能性を害することとなることから、そういうことが起きないよう予め配慮された協定となっていることを要件とするものである。

④は、②・③のほか、法曹養成連携協定の目的を達成するため最低限担保すべき内容に関するものであり、「文部科学省令で定める基準」としては、以下のような内容を想定している。

- ・第2項第2号に規定する「連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力」として、少なくとも専門職大学院設置基準第25条第1項（参考1）の規定により法学既修者として認められるレベル（新たに専門職大学院設置基準に規定する、法律基本科目の「基礎」段階を修得したレベル）であることを確保すること
- ・連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るために措置が講じられていること（例えば、授業で使用する教材を法科大学院と統一することや、法科大学院における教育の導入として法情報調査に関する科目や少人数かつ双方向・多方向授業を行う科目、法科大学院との

共同開講科目を開設することなど)

5. 認証評価による認定法曹連携協定の履行状況の確認（新第12条第2項）

法科大学院を含む専門職大学院を設置する大学は、学校教育法第109条第3項の規定により、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育研究活動の状況について、政令で定める期間（5年）ごとに認証評価を受けることとされている。更に、法科大学院については、その修了者に司法試験の受験資格が認められるなど、法曹養成の中核的な教育機関としてその教育の質の保証が確実に求められることから、連携法において、認証評価基準に適合しているか否かの認定（適格認定）を受けることとされてきたところであり（参考2）、今般、同様の仕組みが「適合認定」として、法科大学院以外も含む大学における教育研究活動全体に導入されることとなる（別途御審査中であり、次期常会に提出予定の「学校教育法等の一部を改正する法律案」による改正。）。

上述のとおり、法曹養成連携協定に基づく連携法曹基礎課程は、法曹養成の中核たる法科大学院における教育を支えるものとして、法曹養成プロセスに大きな影響を及ぼすものである。仮に、認定法曹養成連携協定が適切に実施されていないとすれば、連携法曹基礎課程を経て連携法科大学院に進学しようとする学生に対し大きな不利益を与えるばかりでなく、本制度の信頼をも大きく損なうこととなる。

したがって、法曹養成連携協定の適切な実施を事後チェックにより確実なものとするため、認定法曹連携協定を締結した法科大学院の認証評価については、当該認定法曹養成連携協定において当該連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うこととするものである。

（参考1）専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）（抄）

（法学既修者）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 (略)

（参考2）法科大学院に係る認証評価制度の概要

平成14年の学校教育法改正では、①学問の進展や社会の急速な変化、グローバル化等に伴い、大学等が自らの判断、社会の変化等に応じ、多様で特色ある教育研究活動を機動的に展開できるようにするため、設置認可制度の弾力化（例：授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない学部等の設置の届出事項化）を図るとともに、②設置後の大学教育の質の向上の保証を恒常に図る仕組みとして、国の認証を受けた評価者が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度として、認証評価制度が導入された。（学校教育法第119条第2項）

併せて、当該学校教育法改正により創設された専門職大学院については、

- ① 教育内容が専門的実務に直結したものであり、当該専門分野の実務家の観点からの評価が必要
- ② 産業界からの要望をはじめ即戦力としての人材提供等、社会的なニーズが極めて強く、利用者の観点からの評価が必要

など、高度専門職業人の養成の観点から、大学全体の教育研究等の総合的な状況に係る認証評価とは別に、専門分野の特性を踏まえた評価として、当該専門職大学の設置の目的に照らした評価を受けることとされている。

一方、法科大学院については、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、適確認定を受けた法科大学院の修了者に司法試験の受験資格を付与すべきことが提言された。これは、法科大学院の修了者に司法試験の受験資格が認められることに鑑み、法科大学院がこれにふさわしい教育水準を維持することを第三者評価によって担保しようとしたものである。

したがって、連携法においては、法科大学院に係る学校教育法に基づく認証評価として、適格か否かの二者択一の結論として示される適格認定を行い現行第5条第2項)、適確認定を受けられなかつた場合には文部かが学大臣による報告又は資料の徴求を必ず実施することとし(同条第5項)、その結果、法令違反を認めるときは、学校教育法に基づく改善勧告や組織廃止の命令を行うことが想定されている。さらに、法務大臣との連携として、認証評価結果の法務大臣への通知(同条第4項)、認証評価機関の認証等に際しての法務大臣への通知(第6条第2項第2・3号)も規定されている。

なお、法科大学院に係る認証評価機関は、現在、(公財)日弁連法務研究財団、(独)大学評価・学位授与機構、(公財)大学基準協会の3機関が存在する。

8. 「法曹養成連携協定」の変更及び認定の取消し（新第7・8条）、「法曹養成連携協定」を締結しようとする大学への協力について（新第9条）

1. 「法曹養成連携協定」の変更及び認定の取消しについて（新第7・8条関係）

第7条は、連携法科大学院を設置する大学は、文部科学大臣の認定を受けた法曹養成連携協定の内容を変更しようとする際には、文部科学大臣の認定を受けなければならぬことを規定するとともに（第1項）、その際の認定の基準として第6条第3項各号を準用することを規定するものである（第2項）。

法曹養成連携協定の内容が、変更に際し第6条第3項各号の基準に適合しなくなっているにもかかわらず、文部科学大臣の認定を受けたものと称し続けることは、認定制度の趣旨を損なう上、当該法曹養成連携協定に係る連携法曹基礎課程を経て連携法科大学院に進学しようとする者にも大きな不利益を与えるものであるため、内容の変更についても、締結の際と同様の基準で認定を受けることを義務付けることとする。

また、第8条は、文部科学大臣が認定を取り消すことができる場合について以下のとおり規定するものである。

- ① 法曹養成連携協定の内容が、第6条第3項各号のいずれかに適合しなくなつたとき（第1号）
- ② 正当な理由がないのに法曹養成連携協定において定められた事項が適切に実施されていないとき（第2号）

においても文部科学大臣の認定が継続することは、認定により法曹養成連携協定の内容を確認している趣旨に反する上、認定の正当性を信頼して連携法曹基礎課程に進学しようとする者に大きな不利益を与えることとなるため、文部科学大臣が①や②の事情を認めた場合には、法曹養成連携協定の認定を取り消すこととする。

2. 「法曹養成連携協定」を締結しようとする大学への協力について（新第9条関係）

どの大学と法曹養成連携協定を締結するかは法科大学院側の判断に委ねられているものの、有為な人材を出身大学・学部等を問わず幅広く集め、質・量ともに豊かな法曹を養成するという法科大学院創設の趣旨を踏まえれば、自大学の法学部との連携だけでなく、法科大学院を設置していない大学を始めとする他大学との連携を確保することも重要な政策的な意義を有するものであり、特に、地方の法科大学院の募集停止が相次ぐ中、法科大学院が存在しない地域の大学との連携は、地方における法科大学院への進学機会の確保の観点から必要性が高い。

したがって、本項において、法科大学院を設置する大学に対し、法曹養成連携協定を締結しようとする大学への協力を求めることとするが、協定の締結自体が任意のものである以上、法科大学院側の意思にかかわらず協定締結を求めるあらゆる大学への協力を義務付けることは過重な負担であると考えられる。したがって、当該協力は努力義務として規定した上で、その内容については、あくまで、連携法曹基礎課程となるために必要な教育課程の編成に關し参考となる情報の提供等にとどめている。

9. 大学の責務として、法科大学院の入学者選抜における職業経験を有する者等への配慮を規定することについて（新第10条）

1. 改正趣旨

第2条第1号においては、法曹養成の基本理念として規定された「入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜」を行うことが求められている。入学者の多様性の確保とは、法曹が多様かつ広範な国民の要請に応えるため、プロセスとしての法曹養成の中核である法科大学院の入学者について、社会人経験を経た者、法学部以外の出身者などの幅広い人材を入学させることを主眼とするものであるが、それに限らず、早期卒業や飛び入学による法科大学院入学の促進も、入学者の多様性の確保に資するものであると考えられる。

しかし、法科大学院入学者の実態としては、社会人出身の入学者は激減し、未修者コースへの進学者の7割が法学部出身者となっているほか、早期卒業や飛び入学による入学者の数はごく少数にとどまっている（参考1）。このような現状に鑑み、法科大学院の入学者選抜に当たり、これらの者の適性を適確に評価し、もって入学者の多様性の確保を促進するため、これらの者について、入学者選抜の方法や実施時期等が事実上の障壁とならないよう、必要な配慮を行うべきことを規定する。

なお、本条に規定する適切な配慮とは、第1号から第3号に掲げる者を対象とする特別の選抜枠を設けることのみを意味するものではなく、これらの者が、それ以外の者と同一の枠で入学者選抜を受ける際にも適切な配慮を行うことを求めるものである

（例えば、以下に詳述する入学者選抜の複数回実施は、必ずしも第1号から第3号までに掲げる者のみを対象とする選抜枠でのみ行われるべきものではなく、また、求める人物像に応じた加点についても、一般の選抜枠による入学者選抜においても実施可能である。ただし、配慮の程度が特別の選抜枠と異なることは、当然に想定されるものである。）。

2. 第1号の規定について

社会人経験を積んだ多様なバックグラウンドを有する人材については、例えば、司法書士として登記申請手続や裁判所等への提出書類作成業務を行っていた者や弁理士として知的財産に関する実務を行っていた者が法曹資格を取得することで、専門知識をいかし、更に高度な法的紛争の解決に携わることが期待される。また、企業で国際的な争訟を担当していた者が、法曹資格を得て、企業内でより主体的に担当業務をリードすることなども期待される。このように、特に、多様な経験をいかして法曹として即戦力となり得る就業者等について、第1号に規定する。

なお、想定される適切な配慮の例としては、入学者選抜の複数回実施や就業者に配慮した選抜日時の配慮（例：試験の休日実施）、遠隔地の就業者に対する面接方法の工夫のほか、各法科大学院の養成したい法曹像に応じて社会人経験を評価すること等が考えられる。

3. 第2号の規定について

想定される適切な配慮の例としては、各法科大学院が求める学生像（アドミッショング・ポリシー）に応じて、理系学部等からの入学者の枠の設定や、所定の資格保有者を特に評価すること（参考2）等が考えられる。また、現在、受験者の適性の適確な評価の観点から、従来の小論文試験の代わりに1人30分程度の口述試験を課し、その場で提示する題材（1千字程度の長文）に基づく試問を通じて法的な思考力・表現力等を判定している例があり、当該手法で選抜された者は総じて入学後に優れた成績を収めていることから、このような手法の展開・充実も期待されるところである。

4. 第3号の規定について

本号の対象は、早期卒業又は飛び入学により法科大学院に入学しようとする全ての者であるが、当該方法により法科大学院に入学する者は、早期から法曹希望が明確である者であり、現状においてもおおよそ法学部出身者に限られている（平成30年度は79名中78名が法学部出身者。）。また、これらの者は、法学部において優秀な成績を収めていることから、その多くが既修者コースに進学すると見込まれる。

法科大学院の入学者選抜は、通例、入学前年度の夏から秋にかけて実施され、既修者コースへの入学者選抜では、法律科目（多くの場合は7科目）による、いわゆる「既修者認定試験」が課される。この際、早期卒業や飛び入学を考えている法学部生は、3年間で必要な単位を修得するだけでなく、3年次前半の既修者認定試験で7科目を受験する必要があり、これらの中には3年次後半での履修が通例の科目もあることから、当該科目を通常の日程で全て受験することを求めるることは、早期卒業・飛び入学を困難なものとする。そこで、想定される配慮の例として、これらの者に対しては7科目の学修が終了する3年次の年度末時点で既修者認定試験を実施するといった対応が期待される。

なお、飛び入学については、学教法第102条の改正により、既修者認定試験の結果等を踏まえてその可否を判断することが可能となるため、当該改正と併せて既修者認定試験の実施方法・時期について配慮を求ることで、当該試験で優秀な成績を収めた者について飛び入学の一層の促進を図ることができる。さらに、連携法曹基礎課程からの飛び入学者については、連携法新第6条第3項の対象とはならないものの、本号により、当該課程における単位の修得状況（成績）を踏まえた入学者選抜を行うことが可能である上、当該課程の科目の成績をもって既修者認定試験に代替させることも可能である。

(参考1) 法科大学院入学者に占める他学部出身者、社会人経験者、早期卒業・飛び入学による入学者の推移

(単位:人)

年 度	法科大学院入学者	未修コースのうち		入学者のうち 社会人経験者	入学者のうち 早期卒業・飛び入学
		うち未修コース	他学部		
H16	5,767	3,417	1,677	2,792	28
H17	5,544	3,481	1,477	2,091	40
H18	5,784	3,605	1,323	1,925	56
H19	5,713	3,544	1,176	1,834	66
H20	5,397	3,333	1,154	1,609	91
H21	4,844	2,823	946	1,298	77
H22	4,122	2,199	664	993	72
H23	3,620	1,704	545	763	52
H24	3,150	1,325	396	689	23
H25	2,698	1,081	361	514	30
H26	2,272	811	231	422	32
H27	2,201	770	223	405	43
H28	1,857	635	173	371	61
H29	1,704	567	165	341	64
H30	1,621	509	139	275	79

(参考2) 広島大学法科大学院における社会人経験者への配慮

1. 広島大学法科大学院では、アドミッション・ポリシーとして、以下を規定している。
 - ・次の(1)から(5)までの学修姿勢を心掛けている人を多方面から求めます。
 - (1) 物事を一面的に捉えることなく多様な観点から複合的・複層的に分析できる人
 - (2) 何事にもチャレンジする積極果敢さを有する人
 - (3) 自らの行いを省みる習慣を持ち、改善工夫の努力を怠らない人
 - (4) 他人の意見に真摯に耳を傾けそれを糧としようとする人
 - (5) 自らの信念に基づきあるいは目標の実現のために継続努力している人
 - ・上記(1)から(5)までの学修姿勢を「心掛けている」とは、これまでの活動において成果を向上・改善する工夫や努力を重ねた試行錯誤の体験、あるいは自らが設定したプランを成功させた経験を糧にして、自らが学習に臨むにあたり「意識的に実践している学修姿勢」を意味します。法学の基礎的学識を修得している人のみならず、法学以外の専門知識を十分に習得している人、社会において多様な知識を得て経験を得た人なども歓迎します。
2. 上記を踏まえ、入学者選抜の基本方針として、以下を規定している。
 - ・これまで自らが設定したプランを実行し目標を達成した経験に対する積極的評価を特別加算点として加えます。※以下、募集要項の抜粋

・加算点について (記点 20 点)

加算点は、以下の判定基準に基いて、20 点を限度として加算します。

(加算点判定基準)			
A 外国語能力	英語	TOEIC [®] テスト	750 点以上
		TOEIC [®] IP テスト	800 点以上
(注1) ※1		TOEFL [®] テスト (IBT)	557 点以上
		TOEFL [®] テスト (iBT)	83 点以上
		実用英語技能検定	準1級以上
		国連英検	B級以上
	フランス語	実用フランス語技能検定	準1級以上
	ドイツ語	ドイツ語技能検定	準1級以上
	中国語	中国語検定	準1級以上 (注2)
B 専門能力	公認会計士		2 次試験合格
(注1) ※2	税理士		
	日商簿記		1級
	司法書士		
	不動産鑑定士		
	土地家屋調査士		
	社会保険労務士		
	宅地建物取引士		
	行政書士		
	ファイナンシャル・プランニング技能士		1級
	医師		
	薬剤師		
	看護師		
	法医学検定試験		7級合格者 (注3)
	国家公務員試験		総合職(旧1種)合格

C 博士号 (ただし、医師等の博士号については、専門職としての加点のみとします。)